

○障害等級の目安（『精神の障害に係る等級判定ガイドライン』より抜粋）

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5以上	1級	1級又は2級			
3.0以上3.5未満	1級又は2級	2級	2級		
2.5以上3.0未満		2級	2級又は3級		
2.0以上2.5未満		2級	2級又は3級	3級又は3級非該当	
1.5以上2.0未満			3級	3級又は3級非該当	
1.5未満				3級非該当	3級非該当

※ただし、障害基礎年金の場合は、表内の「3級」は「2級非該当」と置き換える。

- (1) 「程度」は診断書裏面の記載事項である「日常生活能力の程度」の5段階評価を示す
 (2) 「判定程度」は、診断書の記載事項である「日常生活能職の判定」の4段階評価について程度の軽いほうから1～4の数値に置き換え、その平均を算出したもの

(例)

診断書が下記の内容の場合

ウ 日常生活状況

1 家庭及び社会生活についての具体的な状況
 (ア) 現在の生活環境（該当するもの一つを○で囲んでください。）
 入院 ・ 入所 ・ 在宅 ・ その他（ ）
 （施設名）
 同居者の有無（有 ・ 無）

(イ) 全般的状況（家族及び家族以外の者との対人関係についても具体的に記入してください。）

2 日常生活能力の判定（該当するものにチェックしてください。）
 （判断にあたっては、単身で生活するとしたら可能かどうかで判断してください。）

(1) 適切な食事—配膳などの準備も含めて適量をバランスよく摂ることができるなど。
 できる 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる 助言や指導をしてもできない若しくは行わない

(2) 身辺の清潔保持—洗面、洗髪、入浴等の身の衛生保持や着替え等ができる。また、自室の清掃や片付けができるなど。
 できる 自発的にできるが時には助言や指導を必要とする 自発的かつ適正に行うことはできないが助言や指導があればできる 助言や指導をしてもできない若しくは行わない

(3) 金銭管理と買い物—金銭を独力で適切に管理し、やりくりがほぼできる。また、一人で買い物が可能であり、計画的な買い物がほぼできるなど。
 できる おおむねできるが時には助言や指導を必要とする 助言や指導があればできる 助言や指導をしてもできない若しくは行わない

(4) 通院と服薬（要・不要）—定期的に通院や服薬を行い、病状等を主治医に伝えることができるなど。
 できる おおむねできるが時には助言や指導を必要とする 助言や指導があればできる 助言や指導をしてもできない若しくは行わない

(5) 他人との意思伝達及び対人関係—他人の話を聞く、自分の意思を相手に伝える、集団的行動が行えるなど。
 できる おおむねできるが時には助言や指導を必要とする 助言や指導があればできる 助言や指導をしてもできない若しくは行わない

(6) 身辺の安全保持及び危機対応—事故等の危険から身を守る能力がある、通常と異なる事態となった時に他人に援助を求めるなどを含めて、適正に対応することができるなど。
 できる おおむねできるが時には助言や指導を必要とする 助言や指導があればできる 助言や指導をしてもできない若しくは行わない

(7) 社会性—銀行での金銭の出入れや公共施設等の利用が一人で可能。また、社会生活に必要な手続きが行えるなど。
 できる おおむねできるが時には助言や指導を必要とする 助言や指導があればできる 助言や指導をしてもできない若しくは行わない

3 日常生活能力の程度（該当するもの一つを○で囲んでください。）
 ※日常生活能力の程度を記載する際には、状態をもっとも適切に記載できる（精神障害）又は（知的障害）のどちらかを使用してください。

（精神障害）

- (1) 精神障害（病的体験・残遺症状・認知障害・性格変化等）を認めるが、社会生活は普通にできる。
- (2) 精神障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
 （たとえば、日常的な家事をこなすことはできるが、状況や手順が変化したりすると困難を生じることがある。社会行動や自発的な行動が適切に出来ないこともある。金銭管理はおおむねできる場合など。）
- (3) 精神障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
 （たとえば、習慣化した外出はできるが、家事をこなすために助言や指導を必要とする。社会的な対人交流は難しく、自発的な行動に困難がある。金銭管理が困難な場合など。）
- (4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
 （たとえば、着し、適正を欠く行動が見受けられる。自発的な発言が少ない、あっても発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。金銭管理ができない場合など。）
- (5) 精神障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。
 （たとえば、家庭内生活においても、食事や身のまわりのことを自発的にすることができない。また、在宅の場合に通院等の外出には、付き添いが必要な場合など。）

（知的障害）

- (1) 知的障害を認めるが、社会生活は普通にできる。
- (2) 知的障害を認め、家庭内での日常生活は普通にできるが、社会生活には、援助が必要である。
 （たとえば、簡単な漢字は読み書きができ、会話も意思の疎通が可能であるが、抽象的なことは難しい。身辺生活も一人でできる程度）
- (3) 知的障害を認め、家庭内での単純な日常生活はできるが、時に応じて援助が必要である。
 （たとえば、ごく簡単な読み書きや計算はでき、助言などがあれば作業は可能である。具体的指示であれば理解ができ、身辺生活についてもおおむね一人でできる程度）
- (4) 知的障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。
 （たとえば、簡単な文字や数字は理解でき、保護的環境であれば単純作業は可能である。習慣化していることであれば言葉での指示を理解し、身辺生活についても部分的にできる程度）
- (5) 知的障害を認め、身のまわりのこともほとんどできないため、常時の援助が必要である。
 （たとえば、文字や数の理解力がほとんど無く、簡単な手伝いもできない。言葉による意思の疎通がほとんど不可能であり、身辺生活の処理も一人でできない程度）

日常生活能力の程度は（3）

日常生活能力の判定は（2 + 4 + 4 + 2 + 3 + 4 + 2）÷ 7項目 = 平均3

障害等級の目安の表に照らし合わせると、おおよそ2級目安であると判断することができる。